

平成 2 5 年 第 2 回  
霧 島 市 議 会 定 例 会  
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

報告第 1 号	専決処分した事件の承認について（霧島市税条例の一部を改正する条例の専決処分について）	1
報告第 2 号	専決処分した事件の承認について（霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について）	1
報告第 3 号	専決処分した事件の承認について（霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について）	3
報告第 4 号	専決処分した事件の承認について（霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部をする条例の専決処分について）	6
議案第 47 号	霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例及び霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について	6
議案第 48 号	霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	8
議案第 49 号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	9

報告第1号 霧島市税条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成17年霧島市条例第71号）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第10条まで（略）            （法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）            第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</p> <p>2 <u>法附則第15条第9項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第10条まで（略）            （法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）            第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</p> <p>2 <u>法附則第15条第10項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</p> <p>（以下略）</p>

報告第2号 霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成17年霧島市条例第72号）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。</p> <p><u>（法附則第15条第37項の条例で定める割合）</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。</u>            （宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>3 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。</p> <p>（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>2 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当</p>

改正後	改正前
<p>該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p><b>5 附則第3項</b>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<b>附則第3項</b>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p><b>4 第2項</b>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<b>第2項</b>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p><b>6</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第3項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p><b>5</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、<b>第2項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p><b>7</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第3項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p><b>6</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、<b>第2項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p><b>8</b> 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349</p>	<p><b>7</b> 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349</p>

改正後	改正前																				
<p>条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>9 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第3項及び第6項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第4項、第6項及び第7項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第6項から第8項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第8項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、規定するところによる。</b></p> <p><b>10 法附則第15条第1項、<u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</b></p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<p>条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第2項及び第5項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第3項、第5項及び第6項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第5項から第7項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第7項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、規定するところによる。</b></p> <p><b>9 法附則第15条第1項、<u>第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</b></p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

報告第3号 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成17年霧島市条例第73号）

改正後	改正前
<p>第1条から第5条まで（略） （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に<b>属す</b></p>	<p>第1条から第5条まで（略） （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<b>の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日</b>以後継続して同一の世帯に</p>

改正後	改正前
<p><u>る被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの</u>（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）<u>及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）</u>以外の世帯 20,800円</p> <p>(2) 特定世帯 10,400円</p> <p><b>(3) 特定継続世帯 15,600円</b></p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 7,400円</p> <p>(2) 特定世帯 3,700円</p> <p><b>(3) 特定継続世帯 5,550円</b></p> <p>第8条から第22条まで (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 14,560円</p> <p>(イ) 特定世帯 7,280円</p> <p><b>(ウ) 特定継続世帯 10,920円</b></p> <p>ウ (略)</p>	<p>属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に<u>属する被保険者が属する世帯</u>（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 20,800円</p> <p>(2) 特定世帯 10,400円</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 7,400円</p> <p>(2) 特定世帯 3,700円</p> <p>第8条から第22条まで (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 14,560円</p> <p>(イ) 特定世帯 7,280円</p> <p>ウ (略)</p>

改正後	改正前
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>及び特定継続世帯以外</b>の世帯 5,180円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,590円</p> <p><b>(ウ) 特定継続世帯 3,885円</b></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>及び特定継続世帯以外</b>の世帯 10,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,200円</p> <p><b>(ウ) 特定継続世帯 7,800円</b></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>及び特定継続世帯以外</b>の世帯 3,700円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,850円</p> <p><b>(ウ) 特定継続世帯 2,775円</b></p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>及び特定継続世帯以外</b>の世帯 4,160円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,080円</p> <p><b>(ウ) 特定継続世帯 3,120円</b></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>以外</b>の世帯 5,180円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,590円</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>以外</b>の世帯 10,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,200円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>以外</b>の世帯 3,700円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,850円</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>以外</b>の世帯 4,160円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,080円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>及び特定継続世帯以外</b>の世帯 1,480円</p> <p>(イ) 特定世帯 740円</p> <p><b>(ウ) 特定継続世帯 1,110円</b></p> <p>(以下略)</p>	<p>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<b>以外</b>の世帯 1,480円</p> <p>(イ) 特定世帯 740円</p> <p>(以下略)</p>

## 報告第4号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（平成22年霧島市条例第64号）

改正後	改正前
<p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の特例）</p> <p>第4条 条例第5条の2の規定の適用については、同条第1号中「20,800円」とあるのは「20,500円」と、同条第2号中「10,400円」とあるのは「<u>10,250円</u>」と、<b>同条第3号中「15,600円」とあるのは「15,375円」とする。</b></p> <p>（国民健康保険税の減額の特例）</p> <p>第5条 条例第23条の適用については、同条第1号ア中「16,240円」とあるのは「13,650円」と、同号イ(ア)中「14,560円」とあるのは「14,350円」と、同号イ(イ)中「7,280円」とあるのは「<u>7,175円</u>」と、<b>同号イ(ウ)中「10,920円」とあるのは「10,763円」と、同条第2号ア中「11,600円」とあるのは「9,750円」と、同号イ(ア)中「10,400円」とあるのは「10,250円」と、同号イ(イ)中「5,200円」とあるのは「<u>5,125円</u>」と、<b>同号イ(ウ)中「7,800円」とあるのは「7,688円」と、同条第3号ア中「4,640円」とあるのは「3,900円」と、同号イ(ア)中「4,160円」とあるのは「4,100円」と、同号イ(イ)中「2,080円」とあるのは「<u>2,050円</u>」と、<b>同号イ(ウ)中「3,120円」とあるのは「3,075円」とする。</b></b></b></p>	<p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の特例）</p> <p>第4条 条例第5条の2の規定の適用については、同条第1号中「20,800円」とあるのは「20,500円」と、同条第2号中「10,400円」とあるのは「<u>10,250円</u>」とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額の特例）</p> <p>第5条 条例第23条の適用については、同条第1号ア中「16,240円」とあるのは「13,650円」と、同号イ(ア)中「14,560円」とあるのは「14,350円」と、同号イ(イ)中「7,280円」とあるのは「<u>7,175円</u>」と、同条第2号ア中「11,600円」とあるのは「9,750円」と、同号イ(ア)中「10,400円」とあるのは「10,250円」と、同号イ(イ)中「5,200円」とあるのは「<u>5,125円</u>」と、同条第3号ア中「4,640円」とあるのは「3,900円」と、同号イ(ア)中「4,160円」とあるのは「4,100円」と、同号イ(イ)中「2,080円」とあるのは「<u>2,050円</u>」とする。</p>

## 議案第47号 霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例及び霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>○霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正（平成17年霧島市条例第36号）（第1条関係）</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長とする。</p>	<p>○霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正（平成17年霧島市条例第36号）（第1条関係）</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 管轄保健所長 (2) 専門医師 (3) <u>始良地区医師会代表</u> (4) 学識経験者 (以下略)</p> <p>○霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正（平成17年霧島市条例第168号）（第2条関係） 第1条から第12条まで（略） （委員会の設置） 第13条 病院事業の健全な運営を確保するため、霧島市立医師会医療センター管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 収支予算に関する事項 (2) 決算に関する事項 (3) 医療センターの管理運営上必要な事項</p> <p>3 運営委員会の委員は、12人以内とし、次の中から市長が任命する。</p> <p>(1) <u>始良地区医師会代表</u> (2) 医療センターの長 (3) 社会福祉協議会代表 (4) 住民代表 (5) その他市長が必要と認める者</p> <p>4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員の報酬及び費用弁償は、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の定めるところによる。 (以下略)</p>	<p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 管轄保健所長 (2) 専門医師 (3) <u>始良郡医師会代表</u> (4) 学識経験者 (以下略)</p> <p>○霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正（平成17年霧島市条例第168号）（第2条関係） 第1条から第12条まで（略） （委員会の設置） 第13条 病院事業の健全な運営を確保するため、霧島市立医師会医療センター管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 収支予算に関する事項 (2) 決算に関する事項 (3) 医療センターの管理運営上必要な事項</p> <p>3 運営委員会の委員は、12人以内とし、次の中から市長が任命する。</p> <p>(1) <u>始良郡医師会代表</u> (2) 医療センターの長 (3) 社会福祉協議会代表 (4) 住民代表 (5) その他市長が必要と認める者</p> <p>4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員の報酬及び費用弁償は、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の定めるところによる。 (以下略)</p>

## 議案第48号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成17年霧島市条例第59号）

改正後	改正前																																				
<p>第1条・第2条（略） （報酬の支給方法）</p> <p>第3条 日額報酬は、日額報酬を受けるべき非常勤職員の勤務日数に応じて支給する。</p> <p>2 月額報酬は、月額報酬を受けるべき非常勤職員の在職月数に応じて支給する。ただし、<b>1か月</b>に1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しない。</p> <p>3から6まで（略） （報酬の支給期日）</p> <p>第4条 報酬の支給期日は、次の各号に定めるところによる。ただし、災害その他特別の事情があるときは、市長において支給期日を変更することができる。</p> <p>(1) 日額報酬は、勤務した日後15日以内に支給する。ただし、同一月に2日以上勤務することが明らかな場合は、月末締めとし、翌月10日までにその月の勤務日数分を一括して支給することができる。</p> <p>(2) 月額報酬は、その月分を翌月10日までに支給する。</p> <p>(3) 年額報酬は、年2回払とし、9月及び3月に支給する。ただし、年の中途において、退職又は失職したものには、そのとき支給するものとする。</p> <p><b>(4) 前3号の基準によらない報酬は、その月分を翌月15日までに支給する。</b></p> <p>第5条から第10条まで（略） 別表（第2条、第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員長</td> <td>月額 69,000円</td> <td rowspan="4">霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額</td> </tr> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 52,300円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>月額 51,800円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 月額 5,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td>1回の勤務につき 10,600円</td> <td>霧島市職員等の</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>1回の勤務につき 10,600円</td> <td>旅費に関する条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	費用弁償額	教育委員会委員長	月額 69,000円	霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額	教育委員会委員	月額 52,300円	選挙管理委員会委員長	月額 51,800円	選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 月額 5,100円	選挙長	1回の勤務につき 10,600円	霧島市職員等の	開票管理者	1回の勤務につき 10,600円	旅費に関する条	<p>第1条・第2条（略） （報酬の支給方法）</p> <p>第3条 日額報酬は、日額報酬を受けるべき非常勤職員の勤務日数に応じて支給する。</p> <p>2 月額報酬は、月額報酬を受けるべき非常勤職員の在職月数に応じて支給する。ただし、<b>1箇月</b>に1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しない。</p> <p>3から6まで（略） （報酬の支給期日）</p> <p>第4条 報酬の支給期日は、次の各号に定めるところによる。ただし、災害その他特別の事情があるときは、市長において支給期日を変更することができる。</p> <p>(1) 日額報酬は、勤務した日後15日以内に支給する。ただし、同一月に2日以上勤務することが明らかな場合は、月末締めとし、翌月10日までにその月の勤務日数分を一括して支給することができる。</p> <p>(2) 月額報酬は、その月分を翌月10日までに支給する。</p> <p>(3) 年額報酬は、年2回払とし、9月及び3月に支給する。ただし、年の中途において、退職又は失職したものには、そのとき支給するものとする。</p> <p>第5条から第10条まで（略） 別表（第2条、第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> <th>費用弁償額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員長</td> <td>月額 69,000円</td> <td rowspan="4">霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額</td> </tr> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 52,300円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>月額 51,800円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 月額 5,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td>1回の勤務につき 10,600円</td> <td>霧島市職員等の</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>1回の勤務につき 10,600円</td> <td>旅費に関する条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	費用弁償額	教育委員会委員長	月額 69,000円	霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額	教育委員会委員	月額 52,300円	選挙管理委員会委員長	月額 51,800円	選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 月額 5,100円	選挙長	1回の勤務につき 10,600円	霧島市職員等の	開票管理者	1回の勤務につき 10,600円	旅費に関する条
区分	報酬額	費用弁償額																																			
教育委員会委員長	月額 69,000円	霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額																																			
教育委員会委員	月額 52,300円																																				
選挙管理委員会委員長	月額 51,800円																																				
選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 月額 5,100円																																				
選挙長	1回の勤務につき 10,600円	霧島市職員等の																																			
開票管理者	1回の勤務につき 10,600円	旅費に関する条																																			
区分	報酬額	費用弁償額																																			
教育委員会委員長	月額 69,000円	霧島市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長及び教育長の相当額																																			
教育委員会委員	月額 52,300円																																				
選挙管理委員会委員長	月額 51,800円																																				
選挙管理委員会委員	月額 37,800円 ただし、地方自治法第189条第3項の規定により臨時に委員に充てられた補充員 月額 5,100円																																				
選挙長	1回の勤務につき 10,600円	霧島市職員等の																																			
開票管理者	1回の勤務につき 10,600円	旅費に関する条																																			

改正後			改正前		
投票所の投票管理者	日額 12,600円	例の規定による 上記以外の職員 の相当額	投票所の投票管理者	日額 12,600円	例の規定による 上記以外の職員 の相当額
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円		期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円	
選挙立会人	1回の勤務につき 8,800円		選挙立会人	1回の勤務につき 8,800円	
開票立会人	1回の勤務につき 8,800円		開票立会人	1回の勤務につき 8,800円	
投票所の投票立会人	日額 10,700円		投票所の投票立会人	日額 10,700円	
<u>期日前投票所の投票立会人</u>	<u>日額 9,500円</u>		<u>期日前投票所の投票立会人</u>	<u>日額 9,500円</u>	
<u>選挙事務従事者（開票事務従事者を除く。）</u>	<u>1時間につき 2,000円以内</u>		<u>統計調査員</u>	<u>1調査区1回につき 20,000円以内</u>	
<u>開票事務従事者</u>	<u>1時間につき 2,400円以内</u>				
<u>統計調査員</u>	<u>1調査区1回につき 20,000円以内</u>				
(以下略)			(以下略)		

議案第49号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（平成17年11月7日条例第277号）

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考	名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
福島八軒住宅	霧島市国分福島二丁目23番12-1～8号	木造平家建	7	昭和29		福島八軒住宅	霧島市国分福島二丁目23番12-1～8号	木造平家建	7	昭和29	
(中略)						(中略)					
宇都馬場西住宅	霧島市隼人町真孝1070番地1	木造平家建	3	昭和27		宇都馬場西住宅	霧島市隼人町真孝1070番地1	木造平家建	3	昭和27	
見次3住宅	霧島市隼人町見次33番地1	木造平家建	2	昭和28		見次3住宅	霧島市隼人町見次33番地1	木造平家建	2	昭和28	
橋之口住宅	霧島市隼人町東郷一丁目216番地	木造平家建	4	昭和28		橋之口住宅	霧島市隼人町東郷一丁目216番地	木造平家建	4	昭和28	
西馬場上住宅	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	4	昭和28		西馬場上住宅	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	4	昭和28	
	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	<u>2</u>	昭和30			霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	<u>3</u>	昭和30	

改正後					改正前				
中城住宅	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	1	昭和28	中城住宅	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	1	昭和28
	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	4	昭和30		霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	4	昭和30
	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	2	昭和31		霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	2	昭和31
(中略)					(中略)				
小田団地	霧島市隼人町小田943番地	簡易耐火構造平家建	20	昭和47	小田団地	霧島市隼人町小田943番地	簡易耐火構造平家建	20	昭和47
木之房団地	霧島市隼人町内1215番地	中層耐火構造	32	平成23	木之房団地	霧島市隼人町内1215番地	簡易耐火構造	16	昭和48
	1	4階建				1	平家建		
	霧島市隼人町内1215番地	中層耐火構造	16	平成25		霧島市隼人町内1215番地	中層耐火構造	32	平成23
1	4階建			1	4階建				
小浜団地	霧島市隼人町小浜4700番地	簡易耐火構造平家建	20	昭和50	小浜団地	霧島市隼人町小浜4700番地	簡易耐火構造平家建	20	昭和50
	霧島市隼人町小浜4700番地	簡易耐火構造平家建	8	昭和51		霧島市隼人町小浜4700番地	簡易耐火構造平家建	8	昭和51
(以下略)					(以下略)				